

告 示

埼玉県告示第千三百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友狭山市駅前店

埼玉県狭山市入間川一丁目十八番一号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松本ビル 代表取締役 松本時良

埼玉県狭山市富士見一―三千三百六十五―八

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十七年三月三十一日